

ミツヒロニュース



立春です。名実共に新しい年が始まりました。60年前の「丁酉」は神武景氣の最後の年で7月には急速に冷え込み、なべ底不況となりました。

「歴史は繰り返す」という言葉があるように、過去が未来を映し出す事も有りますので、過去の出来事を振り返ることも大事だと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇事業承継の準備状況
- ◇インターネットバンキングを利用した不正送金に対するセキュリティ対策について
- ◇最高120万円が支給される65歳超雇用推進助成金
- ◇税務調査の基礎知識(53)「マルサが夜中もやってくる！」
- ◇今月のお勧めセミナー「平成29年度税制改正について」
- ◇あとがき「ABCD危機?」

事業承継の準備状況

2016年12月5日に中小企業庁より「事業承継ガイドライン」(以下、ガイドライン(※))が発表されました。今回はその結果から、企業の事業承継の準備状況に関するデータをご紹介します。

■70歳代でも準備済みは50%以下

数年後には団塊世代の経営者の年齢が70歳代を超え、多くの企業で事業承継の問題が現実的なものとなってきます。上記ガイドラインから、経営者の事業承継の準備状況をみると表1のとおりです。

既に準備をしている割合は、70歳代の経営者が49.5%と最も高くなりました。次いで、80歳代以上が47.7%となりましたが、いずれも50%に満たない結果になっています。

■事業承継の準備内容は

次に事業承継の準備内容をみると表2のとおりです。後継者を決定した割合が56.0%となりました。ただし、経営者が保有している株式や資産の整理・移転、関係者との調整などを行っている割合は、50%未満となっています。また後継者が決定したら、経営者としての教育等も必要になります。このように、事業承継はすぐに行えるものではなく、早めに準備することが重要です。

【表1】法人経営者の年齢別事業承継の準備状況(%)

	既に準備をしている	これから準備する	現時点では準備をしていない	現在は事業承継を考えていない
~40歳代(41)	19.5	7.3	36.6	36.6
50歳代(60)	33.3	11.7	30.0	25.0
60歳代(1,115)	42.9	29.9	19.7	7.5
70歳代(368)	49.5	30.7	15.2	4.6
80歳代~(65)	47.7	32.3	15.4	4.6

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成

【表2】事業承継の準備内容(1,187、複数回答、%)

後継者を探す	13.4
後継者を決定する	56.0
株や事業用資産の整理を行う	38.6
後継者へ株や事業用資産を移転する	43.9
関係者と調整を行う	32.3
その他	5.2

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成
(次頁へ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

■ガイドラインで確認を

ガイドラインでは、早期の計画的な事業承継の取組を促進するため、60歳を準備着手の目安としています。そして、事業承継に向けた以下5つのステップの進め方や、事業承継の手法などを紹介しています。

1. 事業承継への準備の必要性認識
2. 経営状況等の把握
3. 経営改善
4. 事業承継計画策定・マッチング実施
5. 事業承継の実行

その他、事業承継診断表や事業承継計画の様式例も紹介しています。今後、事業承継を考える経営者はもちろん、現在準備中の方もガイドラインを確認し、自社で参考になる部分を取り入れてみてはいかがでしょうか。

弊社では、事業承継を成功させるための、後継者育成講座の開催や財産承継のご提案をさせて頂いておりますので、お気軽にご相談ください。

(※) 中小企業庁「事業承継ガイドライン」

中小企業庁が10年ぶりに見直しを行い発表した資料です。表中の()内の数字は回答者数です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei.htm>

インターネットバンキングを利用した不正送金に対するセキュリティ対策について

インターネットバンキングの不正送金被害が継続して増加しています。

不正送金の手口の多くは、ウイルス(不正プログラム)やメールなどを利用したフィッシングによるものです。インターネットバンキングをより安全に利用するために、以下のセキュリティ対策のうち複数を組み合わせて実施していただくことをご検討ください。



【インターネットバンキングの機能を利用した対策】

- (1) ログイン時や承認時にワンタイムパスワードを利用する
- (2) ログイン/承認パスワードを定期的に変更する
- (3) 取引上限金額に必要最小限度の金額を設定する
- (4) 当日扱いの振込・振替サービスの利用は極力控える



【パソコンの利用環境の変更による対策】

- (1) 振込データを作成するユーザーと承認するユーザーを分け、異なるパソコンでサービスを利用する
(1人のユーザーに振込の「申請」権限と、「承認」権限の両方を付与しない)
- (2) 使用者を限定し、不特定多数の人が操作できない専用のパソコンで取引する

【ウイルスがパソコンへ侵入することを防ぐための対策】

- (1) ウィルス対策ソフトをこまめにアップデートし、定期的にウィルスチェックを行う
- (2) インターネットバンキング専用のウィルス対策ソフトをインストールする
- (3) 心当たりのないメールは開封せず、速やかに削除する
- (4) 安易にフリーソフトのダウンロードを行わない
- (5) USBメモリなどの記憶媒体を接続する時は、ウィルスチェックを行う



最高120万円が支給される65歳超雇用推進助成金

例年、雇用関係の助成金の大幅な改正は4月に行われますが、今年度は9月から開かれていた臨時国会において、助成金に関する補正予算が組まれたことを受け、助成金の新設・見直しが行われました。今回はその中から中小企業を中心に活用が期待される、65歳超雇用推進助成金についてとり上げます。

【1.現状の定年年齢の定め】

高齢者雇用安定法に基づき、65歳未満の定年を定めている企業においては、従業員本人が希望すれば原則として65歳まで継続して働くことのできる仕組みの導入が義務付けられています。厚生労働省が実施した「2015年就労条件総合調査」の結果によると、定年を定めている企業は92.6%であり、一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢が60歳である企業が80.5%、65歳である企業が16.1%となっています。まだまだ多くの会社が60歳定年としつつ、再雇用制度等により65歳まで働ける仕組みとしています。

【2.支給対象となる事業主の主な要件】

この現状を踏まえ、今回の助成金では、2016年10月19日以降に、労働協約または就業規則に、次の①から③までのいずれかに該当する新しい制度を定め、実施した事業主に対し、その内容に応じた助成金が支給されます。

- ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ②定年の定めの廃止
- ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入

対象となる企業の要件は、①から③の制度を規定する際に経費を要した事業主であり、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることとなっています。

この他にも細かな要件がありますので、申請を検討される場合には必ず事前にご確認ください。

【3.支給される助成金額】

助成金額は、導入する制度に応じてそれぞれ次の金額となり、一時金として支給されます。

65歳への定年引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは定年の定めの廃止	120万円
希望者全員を66歳から69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

なお、定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、助成金額は定年引上げを実施した際の金額となります。

最近では深刻な人材不足の状況となっていますが、特に中小企業においては実質的に全従業員が65歳まで雇用されているような状態が多いのではないかと思います。今回の助成金を活用して定年年齢の引上げを検討される場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部にお尋ねください。





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 53. 「マルサが夜中もやってくる！」

国税当局は、脱税調査をする査察官が夜間でも強制調査できるようにするため、査察制度の手続きを定めた国税犯則取締法（国犯法）の改正が、税制改正大綱に盛り込まれました。

国犯法は明治時代に定められ、条文はカタカナ表記のままです。国犯法では、日没から日の出までは強制調査をしてはならないと定められてきました。このため、裁判所の許可を得て、査察官が捜索や押収などの強制調査をしている最中に新たに捜索すべき拠点が見つかったとしても、日没までに手続きが間に合わなければ強制調査が翌日に持ち越しになってしまっていました。「弾力的な調査ができず、脱税証拠がなくなる可能性もある」（国税庁）との懸念が以前からあったのです。刑事訴訟法や独占禁止法、金融商品取引法などでは夜間の捜査・調査は認められていることから国犯法も見直すことになりました。

調査対象に関係する郵便物が郵便局にあった場合、刑訴法などと同様に裁判所の許可があれば差し押さえできるようにもします。調査の質の向上につながる考えです。

また、新たにインターネット上に保存されているデータやメールなどの情報を押収して調査できる権限も設けます。最近の脱税事件は、国際化が進むなど複雑になっているうえに証拠となるデータのやり取りも書類ではなく、ネット上で行われるケースが増加。パソコンなどの機器を押収してもデータはインターネット上にあって捉えきれないこともあります。現在は任意でネットサービスを提供する企業などにデータを提出してもらっている状態のため、法律に定めて明確化します。なお、刑訴法ではすでに対応済みです。

参考文献： ■Mykomon ■ゆりかご倶楽部 ■Tsuji-Hongo's SCOPE



今月のお勧めセミナー

「平成29年度 税制改正セミナー」を2月22日(水) 13:30 から開催します。(当社グループ会社 (株)DEPS 主催)
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、競争力強化のための研究開発税制の見直し、設備投資促進税制の創設などのほか、相続税等の財産評価の適正化や事業承継税制の見直しなどが盛り込まれました。当セミナーでは、これらの改正内容について解説致します。ぜひ、ご参加ください。

あともがき

和田です。先日 ABCD 危機というものを知りました。Aはアメリカ (America) におけるトランプ大統領の誕生、Bは英国のEU離脱 (Brexit)、Cはチャイナ (China) の景気減速、Dはドイツ銀行 (Deutsche Bank) の経営不安を指しているそうです。今年はEUの主要国で選挙を控え、結果次第では、EUの崩壊につながったりしないか少し不安です。1年前であれば、あまり考えなかったリスクも、AB リスクが現実となった今、頭の片隅に置いておかなければいけないように思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

